

国立大学法人北海道教育大学中期目標

(前文)大学の基本的な目標

－ 人が人を育てる北海道教育大学 －

「北海道教育大学憲章」のもと、第一期中期目標期間の「大学再編」の成果と課題を踏まえ、学士課程及び修士課程の学位の質を保証する教育体制を実現する。そのために教員組織の抜本的改革、カリキュラム改革、大学院改革を進め、学校現場や地域の課題につながる実践的な研究を推進するとともに、学生支援を充実させ、「常に学生を中心とした(Students-first)」大学を目指す。

また、本学は次の5点に重点を置き、教育大学としての特色化を図る。

- ・ 教職大学院をはじめとして、教育に関する高度な専門的職業人と人間地域科学・芸術・スポーツに関する専門的知識技能を持ち幅広い教養を備えた職業人の養成を目指す。
- ・ へき地・小規模校教育など学校現場や地域の課題の解決となる教育研究を重点的に進めることにより、国際的にも意義のある教育研究を実現する。
- ・ 地域の教育研究の拠点として、教育委員会等と連携し、教員免許状更新講習・地域連携事業等を積極的に推進し、「北海道になくてはならない大学」を目指す。
- ・ 国際化を経営戦略の一つの柱として位置づけ、学生の海外教育プログラムを開発し、留学生の積極的な受入れ、教育研究交流を組織的に進めるとともに、理数科教育等での国際協力事業を推進する。
- ・ 大学と一体となった附属学校の運営を推進し、学生の教育研究の場として積極的に活用するとともに、先導的・実験的な教育研究を実現する。

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成28年3月31日まで

2 教育研究組織

中期目標を達成するため、別表に記載する学部及び研究科を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

- ① 学位授与の方針を明確にし、それに基づいた教育を実施する。
- ② 特色ある多様な教育内容・方法を実現する。
- ③ 入学者受入の方針に基づくより適切な入試を実現し、安定的に入学学生を確保する。
- ④ 国際化推進の一環として、留学生を積極的に受け入れる。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

- ① 各課程の人材養成の目的に沿った全学一体の教育組織を編制する。
- ② 教員の教授能力を高める活動を組織的に展開して、教育の質を改善する。
- ③ 自学・自習環境を中心に教育環境を充実させる。

(3) 学生への支援に関する目標

- ① 学生に対する学習支援、自主的活動支援及び経済支援を充実させる。
- ② 快適で安全な学生生活環境を整備する。
- ③ 就職率を向上させるために就職支援を拡充する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

学校現場や地域の課題解決につながる研究を推進し、成果を地域社会のみならず世界に発信できる水準を目指す。

(2) 研究実施体制等に関する目標

中期目標期間の研究を機動的に推進し、研究環境を整備するために学術研究推進室を中心としたマネジメント体制を確立する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- ① 北海道の実態を踏まえた社会貢献を一層効果的に進める。
- ② 現職教員の資質能力の向上と、子どもがよりよく育つ環境づくりに貢献する。
- ③ 本学教員の教育研究活動に基づく学習の場を積極的に提供するなど、地域社会の発展に貢献する。

(2) 国際化に関する目標

「国際戦略室」を設置し、「国際化推進基本計画」を策定し、国際交流・協力事業を積極的に展開する。

(3) 附属学校に関する目標

- ① 大学と一体となった附属学校の運営を推進する。
- ② 大学と附属学校との連携を密にして、教育及び教員養成に資する先導的、実験的な教育・研究を推進する。
- ③ 附属学校の多様な特色を生かし、国、地域の教育機関との連携を密にして、社会貢献・地域貢献・国際貢献等に寄与する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

- ① 学長のリーダーシップのもとに全学的なガバナンス体制を確立する。
- ② 教育研究の目的の効率的・機動的な達成に向けて、全学一体の教員組織を再構築する。
- ③ 大学院に関し、目的とする人材が適切に養成されているかどうかを検証し、併せて社会の状況及びニーズを踏まえて必要な組織の見直しを行う。
- ④ 経営協議会の運営を活性化し、真に有用な大学経営に資する。
- ⑤ 教職員の能力開発を行う。
- ⑥ 男女共同参画を積極的に推進するとともに、教員構成の多様化の推進に向けて環境や条件を整備する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

業務内容の見直しにより、合理化・効率化を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

外部研究資金その他の自己収入を増加させるために組織的な取組を行う。

2 経費の抑制に関する目標

(1) 人件費の削減

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減

管理的経費を削減する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

大学の資産を有効活用する。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

評価の定着を図り、評価活動を大学運営に有用なものとするシステムを実現する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

全学的広報体制を改善し、社会への説明責任を果たすとともに、地域における存在意義を向上させる。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

自然との調和を図り持続可能なキャンパスと快適な生活環境を形成する。

2 安全管理に関する目標

- ① 日常的なリスク管理を徹底し、より安心・安全なキャンパスづくりを行う。
- ② 適正な環境で就労及び修学ができるようする。
- ③ ICTの利用・活用によって発生しうる脅威に対応し、大学の全構成員が安心・安全に情報機器を利用できるよう、情報セキュリティを高める。

3 法令遵守に関する目標

法令遵守(コンプライアンス)の体制を確立する。

別表(学部, 研究科)

学部	教育学部
研究科	教育学研究科